

通達甲（生. 少育. 学）第3号

平成16年3月24日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

警視庁スクールサポーター運用要綱の制定について

〔沿革〕 平成20年3月 通達甲（副監. 警. 人1. 企1）第8号

27年4月 同（生. 少育. 対）第1号改正

このたび、別添のとおり、警視庁スクールサポーター運用要綱を制定し、平成16年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

スクールサポーターの適正かつ効果的な運用を図るため、新たに要綱を制定するものである。

第2 制定の要点

- 1 スクールサポーターの任務を定めた。
- 2 スクールサポーターの活動及び活動上の留意事項を定めた。

別添

警視庁スクールサポーター運用要綱

第1 目的

この要綱は、学校及び地域における少年の非行防止、児童等の安全確保対策等に係る業務に

従事する一般職非常勤職員（以下「スクールサポーター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 準拠

スクールサポーターの運用については、警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第16号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 3 任務

スクールサポーターは、自らの知識、経験等を生かした活動を積極的に展開することにより、少年の健全育成等を図ることを任務とする。

第 4 スクールサポーターの勤務等

- 1 スクールサポーターは、警察署にあっては少年係において、少年育成課にあっては警視庁少年センターにおいて勤務するものとする。
- 2 スクールサポーターの勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、警察署長及び少年育成課長（以下「警察署長等」という。）は、必要により時差出勤等を行わせることができるものとする。
- 3 警察署長等は、勤務日を指定するに当たっては、管内又は活動区域の実態及び少年係の業務を勘案し、計画的かつ効果的な運用に努めるものとする。
- 4 少年育成課長は、必要により関係警察署長と協議し、それぞれに所属するスクールサポーターを集中的に運用することができるものとする。

第 5 スクールサポーターの活動内容

スクールサポーターは、次の活動を行うものとする。

- 1 少年の非行防止及び立ち直り支援対策
 - (1) 非行少年及び不良行為少年が在学する学校への訪問、指導及び助言
 - (2) 学校その他の関係機関、PTA等地域との連携による街頭補導活動の企画及び実施
 - (3) 学校その他の関係機関との情報交換による非行少年等の動向把握
 - (4) サポートチーム（東京都が実施主体となって推進している「サポートチーム等地域支援システム作り推進事業」等におけるサポートチームをいう。）の構成員としての少年の立ち直りへの支援活動

2 学校等における児童等の安全確保対策

- (1) 学校の施設・設備の点検及び助言
- (2) 学校内及び周辺における教職員、保護者、少年警察ボランティア等との合同パトロール
- (3) 学校又は地域が行う通学路の安全マップ作成への協力
- (4) 不審者侵入時の防犯訓練への指導及び助言
- (5) 学校周辺における犯罪に関する情報発信

3 少年、保護者その他関係者を対象とする非行防止教室の開催への支援

4 有害環境の浄化活動

- (1) 学校周辺における少年のたまり場、不健全図書販売等の実態把握及びこれらに関する情報発信
- (2) 少年警察ボランティア等と連携した少年のたまり場への管理者対策、有害な看板及びチラシの撤去、不健全図書の通報等の浄化活動

5 その他少年の健全育成上必要と認められる活動

第 6 活動上の留意事項

スクールサポーターは、前第5の活動を行うに当たって、次の事項に留意するものとする。

- 1 学校関係者と連携を密にし、学校の運営に支障を及ぼすことのないよう配慮すること。
- 2 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- 3 街頭活動に従事する場合は、受傷事故の防止に努めること。
- 4 特異な事案を取り扱った場合は、速やかに警察署長等に報告すること。

第 7 スクールサポーター腕章等

- 1 スクールサポーターは、勤務中、別記様式第1号の「スクールサポーター腕章」を着装するものとする。
- 2 スクールサポーターは、勤務中、別記様式第2号の「スクールサポーター証」を警視庁職員証取扱規程（平成9年3月31日訓令甲第6号）第2条に定める職員証と共に別記様式第3号の「スクールサポーター手帳」に収納の上携帯し、相手から身分の表示を求められた場合は、これを提示するものとする。

第 8 指揮監督等

警察署長等は、スクールサポーターに対して適切な指揮監督を行うとともに、業務に必要な各種法令等の指導教養及び警察倫理教養を計画的に実施するものとする。

第 9 報告

- 1 スクールサポーターは、1日の活動結果を、別記様式第4号の「スクールサポーター活動記録表」により警察署長に報告するものとする。
- 2 警察署長は、スクールサポーターの毎月の活動結果を、別記様式第5号の「スクールサポーター活動結果報告書」により生活安全部長（少年育成課少年対策係経由。以下同じ。）及び担当方面本部長（生活安全担当管理官経由。以下同じ。）に報告するものとする。
- 3 警察署長等は、スクールサポーターが取り扱った特異な事例及び感謝事例等については、その都度、書面により生活安全部長及び担当方面本部長に報告するものとする。

スクールサポーター腕章 （別記様式第1号）

スクールサポーター証 （別記様式第2号）

スクールサポーター手帳 （別記様式第3号）

スクールサポーター活動記録表 （別記様式第4号）

スクールサポーター活動結果報告書 （別記様式第5号）